

家制度と村落社会

——四国山地における隠居制山村の場合——

橋 本 征 治

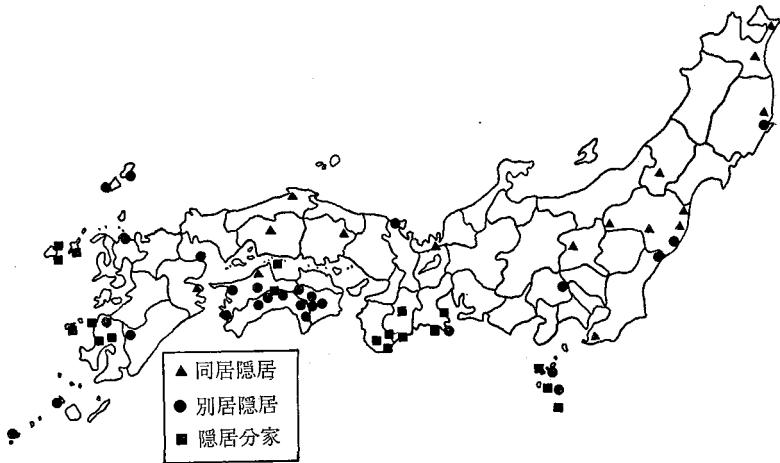
一、はじめに

「家」とは、「家族」とは何か。「わが国の」と限定しても、歴史的・地域的にその内実は多岐にわたり、その概念規定はかなり困難であるが、とりあえず次のように整理しておきたい(1)。わが国の伝統的「家族」は家父長(戸主)を頭に夫婦親子関係を主軸として、主として直系家族員によって(時には傍系親や非血縁者を抱摂しながら)成立してきた。そして、家族は感情的融合を基盤にしたわれら意識に支えられて、家父長のリーダーシップのもとに強い経済的・文化的・社会的共同体をなしてきた。しかも、この家族共同体はその家系の継承・連続を本旨とし、家族員にその集団的統一性への帰属を強く求める。ここに、家族共同体は単なる夫婦、親子関係以上の規範を有することになる(2)。それこそ、まさに多くの社会学者が「家」制度と規定したものである。しかし、これは「家族」の側からみた「家」である。家はまた、上位社会、本課題において村落社会(以下、ムラと呼ぶ)の諸権利・義務、社会的扶助、共済・共同などの諸社会関係や生産関係の基本的単位でもある。したがって、ムラの構成単位としての「家」は上位

社会たるムラ規範との整合が求められる。逆に、村落社会（ムラ）は、中間単位としての同族団や地縁的小地域社会を介在させながらも、「家」をその基本単位としたヒエラルヒシユな結合体として成立してきた。したがって、村落もまた「家」の態様と無関係でありえない⁽³⁾。

ところが、従来の地理的研究においては、若干の研究事例を擁するものの、「家」制度についてはもちろん、それとの係わりからする村落社会の究明という視座も構築されてこなかった⁽⁴⁾。歴史地理学的分野においても、生産システムや村落制の歴史的進展と家制度の展開との関連についての発言の乏しさからもわかるように、この方面への関心が充分に払われてきたとはいえないのが現状である。そこで、本稿では、家制度の重要な一環をなす隠居制をとりあげ、それが村落の仕組みとどのようにかかわっているかを考察することにより、前記の研究視座構築の一助とした⁽⁵⁾。

隠居制⁽⁶⁾とは、家父長制的な家制度における家父長権の全体または一部の、嗣子への譲渡相続に伴なう家父長の隠退システムといえよう。家父長権とは、「家」を代表する行為（家代表権）、家業の経営および家計家産の管理・運営（財産権）、家族員に対する扶養・監督・指導の義務（扶養・監督の義務と呼んでおこう）などを内容とする⁽⁷⁾。具体的な隠居形態は上述の要素に加えて、譲渡時期（殊に嗣子の婚姻時期との関連）、居住様式（カマドや住居を別にするか否かなど）、隠居分家するか否か（隠居屋そのもの、またはそこからの分家）などによってさまざまに分類され、それぞれ家制度そのものとしても、また村落制へのかかわり方もかなり相違する。大きくは、家父長権の譲渡が全面的にかつ短期間に達成されるか、それとも部分的にかつ時期的なズレをみせるかによって大別されうる。竹内⁽⁸⁾が前者を消極的隠居、後者を積極的隠居と呼び、二宮⁽⁹⁾が前者を楽隠居、後者を生産隠居と呼んだのはこの区



第1図 隠居制の形態別分布

分による。「生産」ないし「積極的」隠居という名称は、隠居者が別居・別家計でもって、未婚の子女を養育・自立させるために経営の一部を留保し、自から生産に励むことに由来するよう、生産隠居は一つの「家」が分化・分立的に存在し、機能することを内容とする。それだけに前記の観点からすれば、こうした「家」が上位社会、ことに村落制度の中でどのように位置づけられ、いかに機能しているかが問われねばならない。

そこで生産隠居が多くの場合には別居形態を探ることに注目して、第1図に同居型、別居型ならびに隠居分家という分類による隠居制の分布状況を示した(9)。まず、隠居制そのものが西南日本に片寄り、東北日本に乏しいことに気付く。さらに、別居隠居と隠居分家型は、福島県の一部を除けば、伊豆諸島より西側の太平洋沿岸地域と島嶼部の漁村(半農半漁村も含める)、および四国山地の山村に多く分布する。最も積極的な隠居分家型は漁村に多くあらわれている。おそらく、こうした分布現象はわが国の基層文化の層序と文化地域

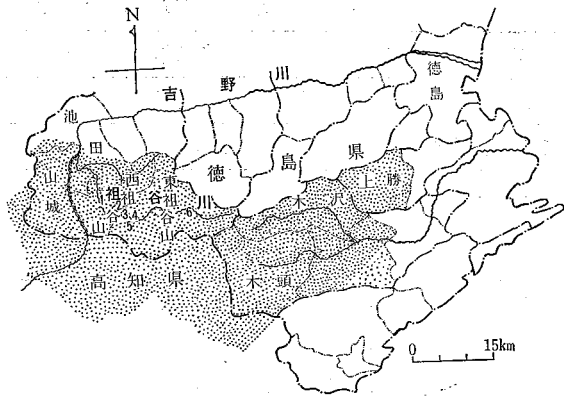
との関連において把握されるべき性質のものであり、周圍論的なアプローチも必要であろう。さらに、別居・別経済を可能とする生産条件も検討されねばなるまい。

四国山地における隠居制は徳島・高知・愛媛三県の山岳地帯に濃厚に分布し、平野地域と香川県については、その存在の報告をみない⁽¹⁰⁾。隠居形態としては、この分布領域が焼畑経営地帯とほぼ一致するところから、零細な低位生産性農業と隠居制との関連が指摘されている⁽¹¹⁾。とまれ、こうした分布論的考察は本論のテーマとは別に論じられる必要があるので、ここではその指摘にとどめておきたい。

高知県檜原^{ヒノハラ}の婿入婚型別居隠居⁽¹²⁾や、同県本川村では隠居分家も可とされているという報告⁽¹³⁾があるものの、全体としては嫁入婚型の別居隠居が卓越している。この形態においては、嗣子婚姻(早婚である)と同時に、遅くとも第一子誕生の頃までには親は未婚の子女を引き連れて隠居屋(別棟または棟続き)に移り住み、別カマド(別食)・別家計にし、田畑を適宜に分割して(養育人員による)経営を別にするのが典型的である⁽¹⁴⁾。そして、分布の核心地域から遠ざかるほど、また農林業的要素が減退するほどこの典型から離れ、同居・同カマド・同経営の傾向が顕著となる。こうした状況は徳島県の山村地域でも認められ、第2図に示したように東四国の主峰剣山を中心に東祖谷山村・西祖谷山村・木頭村・木沢村⁽¹⁵⁾にこの典型的な別居隠居型が濃厚に分布し、そこより遠ざかるにつれて別居隠居制はアイマイな形態をとるようになる。

二、祖谷の概観と隠居制

東四国山地の主峰剣山に源を発し、深いV字谷を刻む祖谷川沿いの高度五〇〇〇〜九〇〇〇メートルの僅かな緩斜面に



第2図 徳島県における隠居制の分布

1 宇野北 2 小島 3 今井 4 和田 5 釣井 6 菅生

しがみつくように集落が点在する祖谷山⁽¹⁶⁾は、南朝方として活躍した阿波山岳武士の本拠地であったところで、近世においては蜂須賀氏の阿波支配に頑強に抵抗し、悲惨な弾圧の歴史を刻み、また平家落人伝説でも知られた隠れ里の一つである。千メートル以上の高山に四方を圍繞され、かつては小島峠など幾本かの峠越えルートでもって吉野川あるいは高知方面とつながるにすぎなかった(大正年間に祖谷川に沿って池田への県道が開通した)。

気候的には、年間の平均気温が一四度、降水量が一七八ミリ(東祖谷山村大枝)と低温多雨の典型的南海式山岳気候を示し、急峻な地形的条件も加わって、農業環境として恵まれているとは決していいえない。本地域は、水田が非常に乏しく(第1表参照)、屋敷周辺の熟畑での麦・野菜栽培と、そば・ひえなどの雑穀類、豆類、イモ類を主とする焼畑経営を行ってきた生産性の低い農業地域であった。明治時代より商品作物として、三種とタバコの栽培が導入され、それがこの地域における現金経済を支えてきた。しかし、昭和三十年代より、そのわが国の高度経済成長の余波はこの僻遠の山村地域にも及び、もともと生産基盤の弱かった農業経営は行き詰り、今やわずかに自家用野菜の栽培が細々と続けられているにすぎない。

山林については、国有林が山村面積の約半数を占め、残余の私有林においても徳島市・奈良県・愛媛県などの大

第1表 東祖谷山村の人口・農業

年 度		昭和25年		昭和50年	
地 域		徳 島 県	東祖谷山村	徳 島 県	東祖谷山村
60歳以上人口率 (%)		10	9	15	20
耕地所有	0.3ha以下 (%)	31	28	29	38
	1ha以上 (%)	14	2	18	4
耕地面積	田 (ha)	29,205	49	23,415	26
	畑 (ha)	4,669	331	7,037	134
	焼畑 (ha)	1,096	32		
収穫面積	米 (ha)	26,010	47	22,200	21
	米以外の穀類 (ha)	26,916	331	1,992	25
	いも類 (ha)	7,238	107	2,224	74
	工業用 (ha)	2,342	85	(5,386)	(30)

注 昭和50年の「工業用」欄は粗生産額 (単位 百万円)

第2表 東祖谷山村の林業 昭和45年

項 目	徳 島 県	東祖谷山村
総山林面積 ha	414,285	22,809
私有林率 %	66	45
民有林蓄積量 m ³ /ha	77	57
人工林30年生以上率 %	17	2
私有林の人工林率 %	27	17
製材出荷量 m ³	827,604	0

手山林資本の所有林が広大な面積を占め、村人の山林所有規模は零細である。そしてご多聞にもれず、この地域における育成林業の展開は近々十数年の少ない年輪を刻むにすぎず、第2表に示されたように、私有林の人工林率・三十年生以上率・製材出荷

量・蓄積量のいずれの指標をとっても林業が現金収入をもたらす段階にはほど遠いことがわかる。こうした経済的條件の悪化に加えて、生活環境、ことに教育・文化条件の劣悪さが青年・オモ層の著しい人口流出と出稼の長期化をもたらした。このため、人口構造的に人口生産力が著しく低下し、それが幼令・若年人口の減少となってあらわれ、逆に老令人口率は高まった。

かかる人口現象と経済的社会的基盤の著しい変容は、隠居制の存立基盤たる「家」の人口構成そのものと経済構造をつき崩しつつある⁽¹⁷⁾。

調査対象集落として、東祖谷山村では菅生校区の菅生蔭と、和田校区の上釣井・下釣井（もとは釣井として一体であった。現在も農業センサスは「釣井」である）。小島・今井の五集落を、西祖谷山村では一宇地区の一宇北を主として調査した。次に、隠居制を支える経済条件と人口構成の変容を中心に対象集落の概要を紹介するが、全般的には前述の人口的・経済的変動の趨勢には大きな差異はないことを前もって断っておきたい。さて、祖谷の最奥部に位置する菅生蔭は東祖谷山村の中では農業を比較的良好に残している集落に属し、第二種兼業農家率・経営規模・農産物販売のいずれの指標においても他の四集落よりもその傾向が強いことを示す。そして、社会・文化の面でも比較的良好を残している方であることを付け加えておこう。それに対して、東祖谷山村の入口にあたる和田校区の四集落では農業的要素は弱まる。今井は、著しい挙家離村⁽¹⁸⁾により今や廃村の危機に類しており、人口構成においても三才未満人口は零である。また、集落の主要部が県道沿いに位置し、幼稚園や小学校も所在し、和田地区の中心地の観を呈する和田には周辺集落よりの移住世帯も多く、社会的・経済的変容がもつとも激しい。和田への移住世帯が多い小島は、労働力人口が他集落に比して低く、和田と同様に農家率が著しく低くなっている。和田・小島とも日雇・臨時

第3表 調査対象集落の概要

昭和50年

地 区			菅 生 蔭	釣 井	小 島	和 田	今 井
総 人 口			70	131	87	110	14
人 口 構 成	15歳未満	%	7	11	11	15	0
	30歳 "	%	19	14	14	16	0
	65歳 "	%	56	58	69	51	71
	65歳以上	%	16	17	6	17	19
労 働 人 口 率%			68	61	45	67	57
総 世 帯 数			21	43	34	39	7
農 家 率%			66	33	32	38	86
第2種兼業農家率%			79	94	100	93	100
農 産 物 販 売 な し %			21	52	23	93	0
経 営 規 模	0.3ha未満率	%	21	55	91	80	100
	0.7ha以上率	%	21	9	0	0	0
兼 業 の 種 類	総 数		22	42	19	29	8
	主に恒常的勤務	%	23	12	0	10	25
	" 出 稼	%	0	48	16	7	13
	" 日 雇 ・ 臨 時	%	41	40	74	83	50
	自 営 兼 業	%	36	0	11	0	13
山 林 保 有	1ha未満率	%	0	30	18	20	17
	10ha以上率	%	34	3	0	0	17

雇いの多い集落である。釣井は和田校区の中では農家が多い方であるが、その内実はかなり弱体化していることが○・三ヘクタール未満層五五%、農産物販売額零の農家率五二%といった数字にあらわれている。釣井の中でも、上釣井の方は菅生蔭に近かったが、近年、道路がついたため急激にかわりつつある。なお、釣井の出稼者が四八%と兼業者の半数近くを占め、労働人口率も他集落に比べやや低い。西祖谷山村の一字北は役場が所在する同村の中心街区を形成し、町屋が大部分を占め、農家はわずかに五戸と農業的色彩のほとんど薄い集落である。

山林については、山林保有規模一

第4表 対象集落別の隠居実態

昭和52年3月調査

地 区	菅生蔭		釣 井		小 島		和 田		今 井		一 字 北		全 体	
	30	52	30	52	30	52	30	52	30	52	30	52	30	52
総 戸 数 (A)	24	20	39	38	30	34	13	18	13	6	68	46	187	182
隠 居 可 能 戸 数 (B)	7	8	18	15	8	5	1	9	11	0	8	10	43	47
準 隠 居 可 能 戸 数 (C)	2	1	5	6	2	12	3	9	0	2	10	8	22	38
〃 率 (D)	8	5	13	16	7	35	15	24	0	33	15	17	12	21
別 居 率 (E)	100	63	89	67	75	40	100	67	100	0	25	50 ⁽¹⁰⁾	81	60
準 別 居 率 (F)	68	56	70	48	60	17	33	33	100	0	11	28 ⁽⁶⁾	57	33
別 食 率 (G)	100	75	94	73	88	60	100	67	91	0	75	50	91	66
別 経 営 率 (H)	86	63	94	27	75	20	0	44	91	0	63	60 ⁽²⁰⁾	83	40

注 (B)は、オモ該当事者が在集落、(C)はオモ該当事者が集落外に出ているケース、(D)は $C \div A \times 100$ 、(E)は 別居戸数 \div B $\times 100$ 、

(F)は 別居戸数 \div (B + C) $\times 100$ 、(G)は 別食戸数 \div B $\times 100$ 、(H)は 別経営戸数 \div B $\times 100$

一字北の () 内の数字は商業的理由による別居、別経営のケースを除いたもの。

○くatorial以上層は菅生蔭を除いてきわめて少ない。人工林率は今井・釣井・小島・和田・菅生蔭の順で高い。

以上の検討を踏まえて第4表の隠居状況を検討してみよう。まず全体的には隠居可能戸数(直系二世代が存在する家)に対する別居隠居戸数の比(別居率)は、昭和三十年代では八割という高率(一字北のみ二五%)を示したの

に、五十二年には六割に下がっている。さらに、オモ該当者がムラの外へ出て不在のケースも隠居可能戸数とみて計算した場合（準別居率）は六割から三割へと半減する。これは、オモ該当者の村外流出により、隠居したくとも出来なくなった家が多くなっていることをあらわす。別食の習慣はまだ根強く、別居隠居は当然としても、同居しているも食事は別にするというケースも多い。経営については農業そのものが衰退したため、農業の別経営は著しく低下している。第4表の別経営率には、オモ層の農業離れ他産業従事が別経営としてあらわれているので（一宇北や和田）一層割り引いて考える必要がある。

集落別の詳細な検討は別稿に譲りたいが、隠居制は菅生蔭にもっともよく残され、釣井・和田・小島・一宇北・今井の順に弱体化している。ただし、和田の場合は一宇北と同様に非農業的要因から別居、別経営をなしているケースがある程度含まれるので（第4表では区分できなかった）、それを差引いて考える必要がある。かかる状況を前述の各集落の経済的・人口的条件と勘案すると、人口移動・社会的変化が比較的少なく、農林業への依存度が高い集落ほど隠居制をよく残しているようである。

三、隠居制からみた「家」と村落

分立的な「家」制度である別居隠居制と村落社会組織の係わりにアプローチするには、どのような手だてが有効だろうか。思うに不即不離の関係にあるこの両事象の関係は各々の本質に及んでいよう。また、その本質における係わりこそわれわれの深く関心を払うところでもある。そこで、別居隠居制の本質をなす家代表権、財産権、扶養・監督の義務の各在り様を村落社会の仕組みとの関係に注目しながら検討し、ついで、生産隠居としての別居隠居が村落の

第5表 「家」と山林の運営

昭和52年3月アンケート調査

内 容	項 目	回 答 総 数	主 体①		「主体」以外の者が行うケース②
			区 分	割 合	
家 代 表 権	冠 婚 葬 祭	24	オモ	58%	隠居・中隠居が主(5) 仏壇は隠居屋(1) 隠居家族員の葬式(1) オモ出稼(1)
	位牌の置場所	20	〃	70	隠居・中隠居(3) 隠居家族員の分(2) 両方にあり(1)
	区会費・税金負担	22	〃	77	隠居(1) 各自負担(2) 出せる方が出す・区別なし(2)
	その他費用の負担	20	〃	60	隠居(1) 各自負担(3) 出せる方が出す・区別なし(2) オモ出稼(2)
	出 役	24	〃	75	隠居(2) 出れる者(2) 別戸籍なので両方(1) オモ出稼(2)
	寄 り 合 い 付 き 合 い	23 8	〃 〃	74 25	隠居(2) 出れる者(1) オモが出るが隠居の意見に従う(1) オモ出稼(2) 隠居としての付き合いあり(5) 各自(1)
山 林	経営の主導権	17	隠居	65	隠居が高齢・母親のみなのでオモ(5) 各自割り当て分について(1)
	処分権	10	〃	50	隠居が高齢・母親のみなのでオモ(4) 各自割り当て分について(1)
	オモの植林	8			隠居の許可が必要(2) 主として(1) オモも可(5) 共同(1)
嗣子以外の子女の扶養		16	隠居	81	隠居高齢・母親のみのためオモ(3)
ユイ・手間替えの労働		20	オモ	55	隠居(1) 各自(6) 時には隠居も出る(2)

注 ① 各内容・項目について、オモ・隠居のどちらが主として行うとみなされているかによった。

② オモが「主体」なら隠居、隠居が「主体」ならオモ。()内の数字は実数

空間構造にどのような影を落しているかをみてみたい。

家代表権

家を代表する行為は祖先祭祀と冠婚葬祭の主宰、ムラの諸公役(出役、寄り合いへの出席)、諸費用の負担(税金などの公費、区会費、その他)、付き合い、生産関係(ユイ・手間替えなど)などにあらわれる。四国の別居隠居制地域では、こうした家代表権はオモ層に属するのが一般的で第5表に示したように東祖谷山村でもほぼ同様である。「出役」・「寄り合い」への出席・「諸費用の負担」などについてはオモ層というケースが七〇八割を占め、一応、その原則が貫かれている。ところが、「冠婚葬祭の主宰」では、 \wedge 主として隠居・中隠居 \vee というケースの二割をはじめとして、隠居層が主でないし一部を担うケースが四割に達している(ことに隠居屋から出た死者については隠居が主宰するし、その位牌も隠居屋に置くというケースが目立つ)。「その他費用」では、 \wedge 各自負担 \vee と \wedge 出せる方が出す \vee が二・五割を占め、費用負担はオモ層という原則が崩れている。さらに「付き合い」になると、 \wedge 家を代表しての付き合い \vee についてはオモが当たるが、それ以外に、隠居には \wedge 隠居としての付き合いがある \vee とするケースが七割強を占める——ことに地下(近隣集団)・親戚・世話になった人に対しては隠居も「付き合い」を果たす。このように、隠居達成後も隠居が家代表権を持続したり(ことに中隠居の場合)、オモが離村・出稼などのため隠居がオモの代役をつとめたりして、「オモ層が主」という原則が家代表権の一部については崩れており、家代表権の全てがオモ層にあるとはいえない。そうした観点から第5表の「寄り合い」の項を見直すと、オモが出るが、隠居の意見に従うという一件が気にかかる。アンケートではたしかに一件しか出てこないが、調査地域でさまざまな村人に会って話を聞いた印象からは、オモ層が若くて未熟で、隠居層が「実力隠居」⁽¹⁹⁾として活躍している場合、「家」としての意志決定には、隠居の意見が重きをなしていることは確実である。このことと後述するムラの政治と祭祀に

おける隠居層の位置とを考え合わせる時、オモの家代表権はかなり制限されたものであると考えるのが妥当であろう。もっともこの場合、対外的には、一戸として振舞い、またそのように扱われている点にはかわりがないわけだから、そうした現象はあくまで個々の「家」の問題にとどまるともいえよう。だが、家の枠を大きくはみ出ることはいにしても、隠居が別屋敷を構え別経済を営むことによって分立性を高め、 \wedge 隠居として \vee 、それなりの社会関係を形成していることは、やはり対外的に「家」として二重の社会関係を形成していることになる点には注目しなければなるまい。

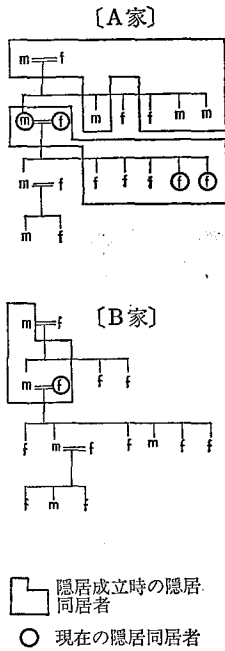
次に、ムラにおける隠居の位置付けを屋根葺き講についてみてみよう。この組織には二つのパターンが認められる。東祖谷山村最奥の菅生蔭地区では、母屋についてはムラの全戸が仲間山（数戸持ち）の萱山などから萱二荷（一荷は一抱え五尺）を刈り出し、二〇尋の縄二くりとともに持ち寄り葺き終えるまで夫婦が手伝う（五人ぐともいわれる）。納屋の場合も同様であるが、労働力提供は二人ぐとされている。ところが、隠居屋については、ムラ全体としてではなく、親戚・近隣、および隠居屋のある家（隠居が元気な場合は手伝う）より納萱・手伝いが出されるにとどまる。この場合、隠居屋の屋根葺は公的なものとしては認められていないわけだが、かといって全く私的なものとしてもなく、いわば一定の社会規範のもとにムラより下位の集団、範囲内でおこなわれているといえようか。

村の入口に近い小島地区では、母屋、隠居屋の区別はせず、仲間山や九人持ち山の萱場よりムラ全戸が六荷を納萱する。ただし、隠居屋のある家は別に三荷出すことになっている。手伝いについても隠居屋のある家は半役分だけ余計に出すぎまりであるという。当然、隠居が元気な場合はこの負担増分を隠居が負うことになるケースが多い。すなわち、小島では、隠居屋は母屋と同列におかれ、ムラ組織の中に位置づけられていることになる。上釣井は菅生蔭型

に、下釣井、和田、および西祖谷山村の一字北は小島型に近い形態をとる。この二形態のどちらが古い形態なのかを判断する材料を欠くので断定は避けたいが、両形態を通じて、隠居屋が全く私的なものに止まるものでないことは明白であろう。この事実は、隠居という「家」の事情にともなう「萱葺き」という物的必要がムラ社会の中で一定の位置を与えられ、充足されていることを示す。これは、隠居するということが社会規範の一部をなすがためにそれにとまらざる費用（萱）・労働力（手伝い）が社会的に負担されることになることと解釈されるのである。

入会権については、入会山の解体によってその実体を喪つてきているが、隠居・オモの区別なく一戸の家として把握される。実際上は、後述するように隠居層は手近かの私有林を利用するにとどまっているので、入会山や仲間山の利用については主としてオモが当たっている。

次にムラの諸役であるが、ムラを代表する「区長」は、昭和四六年には東祖谷山村四四地区のうち、九地区と約二割が隠居層で占められていた。昭和三十年の隠居率（隠居戸数の総戸数に対する比）三〇%、五二年の同一一五%からすれば、この数字は妥当な線で隠居・オモの区別なく区長が選ばれていたように受けとれる。ところが、五二年には隠居が区長役を勤めるのは二地区のみと激減しており、この六年間に区長の新旧交代がかなり進んだことになる。その理由としては、オモ層の離村・出稼ぎのため新たに隠居が成立するケースは少なくなり、隠居率が減少したこと、および隠居層の老令化が進んだことが考えられる。このことを裏返せば、古くは隠居が区長役に就く割合はもっと高かったと推測させる。その他の諸役に隠居が就く割合は、村会議員は低く、民生委員などの名誉職は高く、氏子総代・世話役も物議りということで高くなっている。このように、ムラ政治が隠居層によって牛耳られているという高知度ほどでないにしても⁽²⁰⁾、本地域でも隠居層がムラ政治に参与する道が閉ざされていないことは確かである。



第3図 隠居の事例

以上の家代表権、扶養・監督の義務、および家内リーダーシップの検討より、○オモ層の家代表権はかなり限定されたものであり、この分野でも隠居層が一定の役割を占めること、○この「家」レベルでの役割分担は「家」におけるオモ・隠居

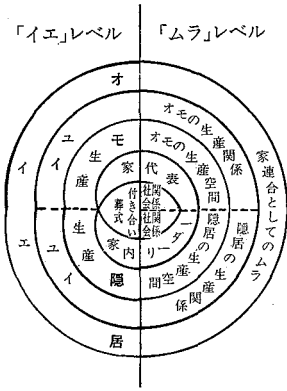
扶養・監督の義務と「家」内リーダーシップ 別居隠居制のもとでは、未婚の子女の扶養、監督および彼等の自立を達成させる義務は隠居に帰属する。もっとも、病氣、高令などのため隠居の扶養能力が弱体化ないし欠如した場合には、オモが協力または肩替わりするのは当然である。祖谷の場合も、ほぼ同様である(第5表)。また、村外へ出ていた子女が里帰りまたは帰村した際に身を寄せるのも母屋に比べ手狭な隠居屋である。ただし、これは親子の情として当然であろう。しかし、そこに母屋・オモの「家」における位置を一層はつきりと読みとることができ。

「家」内のリーダーシップはどちらが掌握しているのだろうか。これに対する答えはどちらか一方に限定することを拒む。何故なら、それは時間的に変化する事柄であるし、識見・生産力といった個人的な能力にも大きく左右される性質のものであるからである。しかし、おおむね次のようにいえよう。前項で述べたようにオモ層が若年で未熟なうちは壮年の隠居層の発言力が重きをなす。しかし、オモ層が実力を蓄えるにつれて、その比重はオモ層の方に移っていき、隠居が高令化し子女の自立も達成されると、オモ層がリーダーシップを掌握していく。ただし、個々のケースではかなり偏差の大きいことはもちろんである。

という二重構造を反映したものであること、○扶養・監督の義務は原則として隠居層にあり、それをオモが援助する体制をとること、○ただし、その役割分担は、固定的というよりも年齢とともに、また個々の事情によって変化し、変更しうるもので、かなり融通性をもっていること（それは家内リーダーシップの移譲過程や次項で述べる経営地支配の委譲過程によくあらわれている）、○「隠居」がムラの社会的公認を受け、対外的に一定の社会関係を結び、ムラの役割組織（ことに政治・祭祀）に直接的・間接的に参与していること、すなわち、○「家」レベルの役割分担がムラレベルに反映され、そこにも二重構造を出現せしめていることなどが指摘される。それを模式化すれば第4図のようになるだろう。

生産との関連

わが国の農業は「家族」を生産単位とするところの家族経営として展開されてきた。したがって、農業生産様式は古代や中世にみかけられる隷属的部分を抱撰した大家族制による大規模経営、近世の封建的小家族制による小農制というように、家族制度と密接につながっていた。他方、そうした個別農業生産はそれぞれ自立的

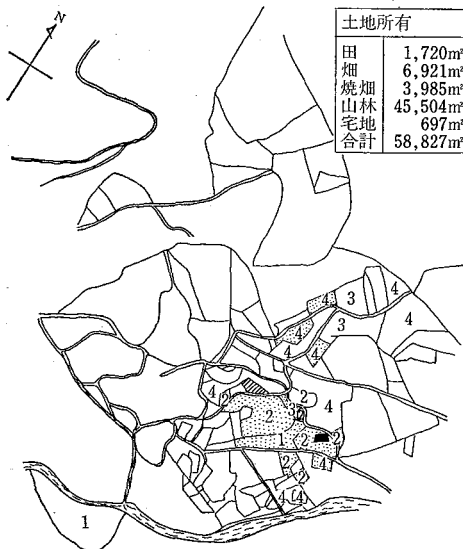


第4図 オモ・隠居の役割り関係と村落の組織

境界線で区分したのは、その境界が一定不変のものでなく融通性を持っていることを示唆する。

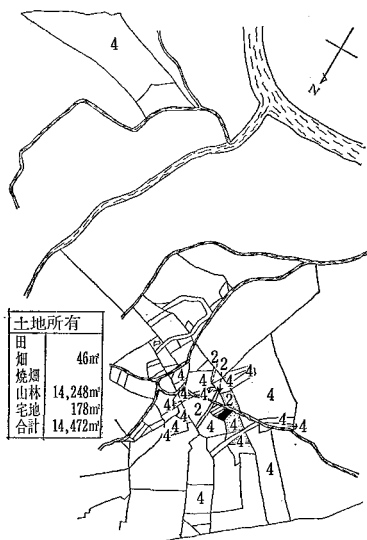
に営まれたというよりも、入会林野の利用、水利の共同、ユイといった多くはムラを基盤とするところの共同体的物質基盤と相互扶助に支えられ、それらを前提とすることにより成立してきた。この場合における個別農業生産単位は「戸前」、「株」といった呼称により認識された「家」であったことはいまでもない。すなわち、個別生産単位としての「家族」はムラレベルにおいては「家」として把握

れて経営地をオモ層（オモの家族員は増加してくる）に譲り渡し、隠居夫婦だけになると自分の食べ代になる程度の経営地（経営規模によっても異なるが、二割程度）だけを残し、いよいよ働けなくなるとオモが全面的に肩代わりするといふように変わってくる(2)。第5図におけるA家は隠居屋の最盛期を越した場合の隠



隠居屋
 隠居の経営地
 1 田 3 焼畑
 オモ屋
 オモの経営地
 2 畑 4 山林

第5図 「A」家の経営土地分割状況



隠居屋
 隠居の経営地
 1 田 3 焼畑
 オモ屋
 オモの経営地
 2 畑 4 山林

第6図 「B」家の経営土地分割状況

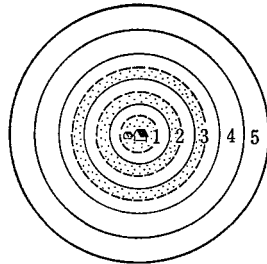
分割される。すでに述べたように、祖谷における別居隠居制においては、オモと隠居が経営地を分け、用具や資材の多くを別にする別経営形態をとる。しかし厳密には、同一経営体における互助性の高い分割経営（たとえば、隠居はオモの経営にアドバンスを与える）といえよう。隠居に扶養家族が多い場合には、隠居は全経営地の半分ないし四割ほどを経営し、家族員が減少するにつ

居、オモの経営地の状況を、第6図のB家は終末期の同状況を示している。生産用具については、鍬・鎌・鋤などは銘々に所有し、牛馬も別にする。ただし、一頭だけしかないような場合には共同使用する。また、草肥などの農業資材も一応別にするが、隠居の体力が衰えている場合にはオモが代わって採って来てやることになる。

しかし、実際の経営において、かなり分立性の高いことは否めないし、その分立性が対外的に反映されるとともに、ムラ空間における土地利用主体の圈的構造を出現せしめていることも事実である。

前期の入会林野の利用についてはすでに触れたように、その主たる利用者はオモ層である。第5表をみてもわかるように、隠居層は私有林の経営権を掌握しており（ことに既植林地の経営・処分権は原則的には隠居に属する）、彼等の林野利用は、おおむね私有林の範囲内でこと足りるし、萱場からの萱刈り出しの務めは主としてオモ層に係わることなので、隠居が入会林野を利用することは少いわけである²²。これを位置的にみれば、おおむね隠居層は集落に近い私有林を主として利用しており、オモ層は遠方の私有林や、さらにその外側の入会林野を利用している（第5図のA家の場合を参照）。すなわち、第7図の模式図のように林野利用の主体に関しては、隠居・オモ層による圏構造が出現している。なお、本村の山林の四割は国有林によって占められるが、その大部分は村境界部に位置する奥山で、集落からみれば最奥部の山林である。昭和三十年代から四十年代の前半にかけて、国有林の大規模植林がはかられたが、その労働力の多くは地元から採用された。その労働力の主体が激しい労働に耐えられる非隠居層（青壮年層）であったことはいうまでもない。とすれば、先ほどの入会林野の外側に国有林≠非隠居層という第三の圏を設定しうる。

山林にみられた圏構造は田畑についても指摘される。第5図に示したA家はこの地域としては経営規模の大きい方



- 1 水田・熟畑
- 2 旧焼畑・採草地
- 3 私会有林
- 4 入会林野
- 5 国有林
- ◻ 隠居の経営地・利用地
- ◻ オモの経営地・利用地

第7図 ムラ空間における隠居、オモ経営地の分化
模式図

で、隠居は長らく区長を勤め、現在はオモが区長を引継いでいるが教員として他所へ出向いているので、隠居が代役を勤めている。経営地は隠居・オモでほぼ折半されている。地目別にその分布をみると、隠居の水田は隠居屋にごく近いのに対して、オモの水田は河川によって隔てられた対岸の不便な位置にある。畑地については、隠居は熟畑を経営し、オモはかつての焼畑地(3)を振り当てられている。このように隠居は近くて便利で、しかも地味のこえた農地を経営する傾向にあり、これを地元では「インキョゴヤシ」と揶揄して呼んでいる。B家の場合、隠居屋には高齢の母のみ残されているので、経営権の全体がオモに移っており、オモが「隠居分」としての田畑の経営を肩替わりしている。しかしこの家の場合も「隠居分」はA家と同様の位置を占めている点には変りがない。

以上のごとく、「家」レベルにおける経営の分化が第7図に示したように、ムラ空間においては田畑・山林の経営主体が隠居層・オモ層による互層をなす圏構造として現われている。

年齢的にも、それぞれの構成員の状況においても、異質な主体によって経営される各空間の利用形態がかなり異なるだろうと推測される。残念ながら、今日では田畑経営そのものが放棄され、僅かに元気な隠居層や年配のオモ層が自家用として一部の耕地を経営するに過ぎず、耕地の多くは植林されてしまい(第6図のB家の宅地周辺の山林はかつては畑地であったところである)、米、野菜を購買するケースが多くなっている。今回の調査ではその実態をつまびらかにしえなかった。

労働の面では、経営が分化しているので、隠居・オモは各々の経営に専念するわけだが、事情に応じて相互に助け合うのは一つ「家」として当然である⁽²⁴⁾。ユイ、手間替えなどには「家」の扶役的部分を請っているオモが出るのが建前のようにいわれているが、アンケート調査(第5表)ではそうしたケースは五割強で、三分の一近くは、隠居経営地への他人の労働力扶助については、隠居が元気なうちは自ら返すと答えており、経営が分化しているために、労働力の互助関係が別個に顕現せざるをえないようである。

だが、こうしたかなり融通性を持たせた隠居・オモの経営の分化も今日ではオモ世帯主層の他産業就業や長期出稼ぎのため困難となり、一体的に経営さざるをえない状況に追い込まれつつあることを指摘しておかねばなるまい。隠居制の今日的状況とその意味について高度経済成長下における社会的・経済的変容との関連において別な角度から追求される必要があるが、その点については改めて別稿で論じらるつもりである。

四、むすび

別居、別食、別家計、別経営を旨とする本地域の隠居制においては、家代表権・扶養と監督の義務、生産、家内リーダーシップ等の機能が隠居とオモにより分担されるので、「イエ」として的分立的傾向が顕著である。もつとも、それは既述のごとくかなり融通性をもった分化、分立であり、あくまでも一つの「イエ」としての枠を大きくつき破るものではないし、それは「イエ」レベルの事柄でもある。

しかし、屋根葺講の項でも述べたように、「隠居する」ということはムラの規範として承認されてきた。したがって隠居はイエの代表として公役に出ることから退くのが建前とされている。これは「イエ」組織とムラ組織と整合さ

せようとしていることを意味する（もっともムラ公役のうち、負担的部分はオモ層が、それ以外の部分、ことに政治的・社会的中枢機能については壮年のオモ層と実力隠居が当たり、年老いた隠居は宮役、名誉職を除いてはムラ公役から退くといった方が正確であろう。ここに建前と実態との大きなズレが存在するわけだが、これをどう理解するかは難しい問題である。本地域における隠居制の変容がこうしたズレをもたらしたとも考えられるし、もともと隠居制はルーズな社会規範であり、その多くはイエレベルの事情に帰属するとも解釈される。ここでは性急な結論は避けたい）。そして、現実的にイエレベルの機能分化がムラの社会構造や生産構造に家内位置的、年齢的要素に基づくところの二重構造を持ち込んでいることは疑いのない事実である。

生産面においても、経営の分化がムラ空間において、隠居層、オモ層という土地利用主体の互層的圈構造を顕現せしめている点が指摘された。また、生産手段への二重投資、生産力集中の欠如という弱点をもつこうした経営形態が採られてきたことは、この社会が生産力の向上という経済的欲求よりも「隠居する」という社会的・文化的要請を重視したことを意味するのだろうか。その点からも、こうした家制度の在り方は注目すべき現象であると筆者は考える。

しかし、近年における大きな社会的・経済的変容はかかる家制度の在り方の基盤を大きくつき崩しつつあり、今や本地域の隠居制も崩壊過程にあるといえる。その過程のズレが、第一、第二項で述べた完全別居から非隠居にいたる隠居形態の多様性・地域分化となって顕れていると理解してよいだろう。その意味からも隠居制の伝統的形態を書き留めること、および、それが今日の状況においてどういう意味を持ち、またどのように変りつつあるかを理解することが、村落社会の研究において重要な意味を持つことを指摘しておきたい。

本稿の作成に当っては、東祖谷山村の前田村長をはじめ、役場職員の皆様には資料閲覧の便宜を計っていただき、双郷友太郎・小松省三・船井守・西秀優・落合民雄の各氏をはじめ村民の皆様には調査上諸々ご協力いただいたことを記して感謝する。関西大学院生の井出・近藤の両君および同学生の井上・寺西両君には調査を手伝っていただいた。

なお、本稿は昭和五十二年五月、広島大学での歴史地理学会大会での発表に加筆修正したものである。

註

(1) わが国の家族制度については、古くは戸田貞三(一九三七)『家族構成』、中川善之助(一九三八)『家族制度全集』史論編、鈴木栄太郎(一九四〇)『日本農村社会学原理』、有賀喜左エ門(一九四三)『日本家族制度と小作制度』、近年では、竹内利美(一九六九)『家族慣行と家制度』、竹田且(一九七〇)『家をめぐる民俗研究』、姫岡勤他(一九七三)『むらの家族』、喜多野清一他(一九七〇)『家と親族組織』、渡辺兵力(一九七六)『農家と村落の相互規定』、『村落社会学研究第二集』所収一八三〜二一四頁があり、それぞれの立場から「家族」・「家」の定義がなされている。ここでは、鈴木栄太郎および竹内利美にしておく。

(2) 鈴木栄太郎(一九四〇)『復刻版(一九六八)による』二一八〜二三三頁

(3) 鈴木栄太郎(一九六八)一六四頁、竹内利美(一九六九)四頁

(4) ここでは管見にふれた、小寺廉吉(一九六三)『庄川峡の変貌』、山口弥一郎(一九六四)『集落の構成と機能』、岩田慶治(一九五二)『家族と村落構成の変化過程』、『人文研究』三一四、川喜田二郎(一九五四)『家族人口の変化過程』、『人文研究』五一九をあげておく。

(5) 竹田且(一九六四)『民俗慣行としての隠居の研究』四九一〜五〇〇頁

(6) 竹内利美(一九六九)五〇〜七三頁、竹田且(一九六四)五一〜五四頁

(7) 竹内利美(一九五八)『隠居と養子』、『郷土研究講座・家』所収一八七〜二〇一頁

(8) 二宮哲雄(一九五六)『切畑経営地帯における村落共同体と隠居慣行』、『社会科学論集』二〜四号、五九〜一〇三頁

- (9) 竹田且(一九六四)(一九七〇)、竹内利美(一九五八)などによる。
- (10) 現在、分布しないからといって過去においても隠居制が存在しなかったとはいえない。竹田(一九六四)も指摘するように、従来の隠居制の研究は同居型↓別居型↓隠居分家型↓別居型↓同居型という発展、消滅の歴史を示唆している(すべてがこの過程を辿ったという意味ではない)。
- (11) 二宮哲雄(一九五六)一〇〇―一〇二頁
- (12) 橋浦泰雄(一九五五)『日本の家族』
- (13) 保仙純剛(一九五五)『高知県土佐郡本川、大川両村採訪報告』―『近畿民俗』一六号、二―一三頁
- (14) 竹田且(一九六四)、九一―二〇八頁
- (15) この地域の隠居制については、多田伝三(一九五七)『阿波における隠居制』、竹田明(一九五五)『祖谷山民俗誌』。近畿民俗学会編(一九五八)『阿波木頭民俗誌』二二八―一三三頁。小原享(一九七五)『阿波の年齢階梯制』六―七一頁などがある。その他に山本正憲(一九六七―八)『家族構成と隠居制(?)』(完)―『ふるさと阿波』五一―五四号をあげておく。
- (16) 祖谷地域の概観については、喜田源内他(二七五九)『祖谷山旧記』、久米惣七他(一九五六)『祖谷』、西祖谷山村(一九五九)『西祖谷山村史』、徳島県物産陳列場(一九一四)『阿波藩民政資料』、三好昭一郎(一九七〇)『阿波の百姓一揆』をあげておく。
- (17) 羽山久男(一九六九)『剣山地における離農の地理学的研究』『地理の広場』七号一―一七頁、同(一九七〇)『祖谷地方における挙家離村について』『高校地歴』五号二六―四四頁
- (18) かつて、この地区には十余戸あり、隠居可能戸の全部が隠居していたが、今や隠居は零である。
- (19) 早婚の風習があるので、嗣子婚姻の時点でも隠居の年齢は四―五十歳代と働き盛りで、家内随一の実力者であることが多い。
- (20) 香川清美(一九六九)『山村社会の遺制と集落再編の論理』山村振興調査会編『過疎問題と山村振興』一五九―一六三頁
- (21) 代々、隠居制を採っている家では、「隠居株」とか「隠居家督」と称して隠居の田畑を区別しているケースもあるが、多くはその都度、主として隠居の意志により家族構成を勘案して分割される。
- (22) 萱場など一部を残して、大部分の入会林野が解体し、しかも屋根も瓦、トタン葺きになった現在、こうした側面は次第に

うすれつつある。

(23) 聞取りによれば、早婚多産であつた本地域では多数の家族員を養うために焼畑経営にかなり力が注がれたが、その主体は開拓前線を受け持ったオモ層であつたという。

(24) 本来は、オモが隠居を助けるというケースが多かつたのだが、近年ではオモ世帯主の出稼や他産業就業のため弱体化したオモの労働力を隠居が補うという逆のケースが増加している。